



2023年9月

お客さま各位

岐阜信用金庫

インボイス制度に向けた当金庫の対応について

2023年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

当金庫は適格請求書発行事業者として登録を受けておりますので、当金庫に対して各種手数料をお支払いいただいた場合、お客さまは各種手数料に含まれる消費税につき、当金庫の交付する適格請求書（インボイス）に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます。

当金庫の主なインボイス制度対応を下記のとおりご案内しますのでご確認をお願いいたします。

当金庫の適格請求書発行事業者登録番号：T1200005001567

記

1. 当金庫が発行する適格請求書（インボイス）

営業店窓口、Bizバンク、自動振替等でお支払いいただく各種手数料について、「インボイス管理票」を、お客さまのご請求に応じて発行いたします。

当金庫とお取引がないお客さまが窓口でタブレットを使用してお支払いいただく各種手数料については、「お取引明細票」または「領収書」を発行いたします。

2. ATMでのお取引について

ATMでのお取引において発生する手数料は原則として3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機における取引」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能です。従いまして、ATMから出力される「お取扱明細票」等について、インボイス制度に係る様式変更は実施いたしません。

3. 当金庫に対するインボイスのご提出について

当金庫がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金（対価）をお支払いする場合、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けているときは、当金庫に対してインボイスの提出をお願いいたします。

詳細につきましては、お取引店舗までお問合せください。

以上